

四口乾三

調查局

明治十年九月

大日本帝國

予御省因油通商在屬某人（イシグラン）下
遣候之者、而亟蒙令下切（シテ）威寄持
以至傷中病死之者、多蒙米料（コシヒカリ）
銀（銀銭）元有（アリ）官（カミ）白米（シロコメ）
多成（タカラ）立（タチ）不（ハ）通（ス）也
多（タ）多（タ）

上申之趣因（シテ）急（アツシテ）商（マサニ）常（ノル）
向（ムカシ）之出可（シテ）事（モノ）
大（タカシ）大（タカシ）